

第2次宍粟市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に向けて、市の総合的な行政運営の指針となる第2次宍粟市男女共同参画プランを策定するため、第2次宍粟市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を掌握する。

- (1) 市がこれまでに実施した男女共同参画推進施策を点検し、及び評価すること。
- (2) 第2次宍粟市男女共同参画プランの策定に関し意見を述べること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関又は団体の代表者
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、まちづくり推進部人権推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第7条の規定に関わらず、市長が招集する。
- 3 この要綱は、第2次宍粟市男女共同参画プランが策定されたときにこの効力を失う。